

県 文 第 766 号
令和 7 年 8 月 27 日

山形県文化財保護審議会長 殿

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定有形文化財の指定解除について（諮問）

このことについて、下記のとおり山形県文化財保護条例第 36 条の 3 第 1 号の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

種 別	名 称	員数	旧所有者
絵画の部	絹本著色木芙蓉双鴨図 山本梅逸筆	一幅	
工芸品の部	太刀 無銘伝千手院	一口	
工芸品の部	刀 朱銘（光常）来国光 光忠折紙付	一口	

種 別	名 称	員数	所有者
書跡の部	芭蕉消息	一卷	

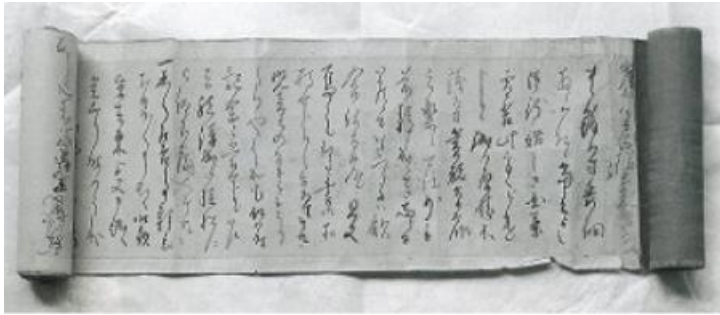
※公表用資料のため、
個人氏名については
非公表としています。

県指定有形文化財の指定解除

種 別	絵画の部		
名 称	けんぽんちやくしよくもくふようそうおうず 絹本著色木芙蓉双鴨図	やまもとばいひつ 山本梅逸筆	員 数 一幅
旧所有者	個人		
旧所在地	同上		
指定年月日	昭和 38 年（1963 年）12 月 20 日		
概 要	本画は「庚戌晩秋寫梅逸亮」と記されている落款から、嘉永 3 年（1850 年）の晩秋に描いた図であることが知られる。描かれたモチーフも晩秋の季節にふさわしい、木芙蓉（もくふよう）・芒（すすき）・菊などの秋の草花と、遊泳するつがいの真鴨、それに、岸辺に鶴鴒（せきれい）を配し、款記通りの季節に合わせて、装飾的に構成されている。 そして、憚南田の没骨花鳥画を基調とする写実的な描写と艶麗な彩色で花鳥を生き生きと捉えた画技は、他の画家の追従を許さないものがある。山本梅逸晩年の力作である。 （縦 152.5cm、横 74.5cm） 		

種 別	工芸品の部		
名 称	^{たち} 太刀 ^{むめいでんせんじゅいん} 無銘伝千手院	員 数	一口
旧所有者	個人		
旧所在地	同上		
指定年月日	昭和 37 年（1962 年） 4 月 6 日		
概 要	鎬（しのぎ）造、庵（いおり）棟、反り深く、小鋒（こぎっさき）詰まる。鍛（きたえ）は板目流れて、ほとんど柃（まさ）となり、肌よくつみ、地沸（じにえ）厚くつく。刃文は直刃（すぐは）調に浅く湾（のた）れて、小乱れ・互の目交じり、匂（におい）深く、小沸よくつき、処々に金筋かかる。帽子は掃きかけて、焼詰め風となり、沸よくつく。茎（なかご）は大磨（おおすり）上げ、先切、鑓（やすり）目勝手下り、目釘穴 4、内 1 つ銅埋め、無銘。 細身の太刀で、鎬幅広く、鎬が高く、地がねが特によく、地刃に大和物の特色が顕著である。同じ大和物でも時代が古く、鎌倉中期を下らず、千手院とみるべきものである。 鎌倉中期（長さ 65.5cm、反り 1.5 cm） 		

種 別	工芸品の部		
名 称	かたな 刀 しゅめい 朱銘 みつね (光常) らいくにみつ 来国光 みつただおりがみつ 光忠折紙付	員 数	一口
旧所有者	個人		
旧所在地	同上		
指定年月日	昭和 38 年（1963 年） 1 月 22 日		
概 要	鍋（しのぎ）造、三つ棟、鍛（きたえ）は小板目、地沸（じにえ）細かにつき、刃文は中直（ちゅうすぐ）刃、匂（におい）深く小沸つき、処々に小足・葉（よう）入る。表・裏に棒樋あり、茎（なかご）は生ぶ、鑓（やすり）目は切、目釘穴 2。本阿弥光常の「来国光」の朱銘と、裏に花押（かおう）がある。 来国光は、来国俊に次いで活躍した山城の来派の名工であり、製作年代は鎌倉末期から南北朝に及び、貞和・観応の年紀のある短刀が現存する。これを前時代のものと比較するに、作柄・銘振りに相違するところがあり、二大説も考えられる。この刀は、鎌倉末期と鑑せられるものである。 鎌倉末期（長さ 66.3cm、反り 2.0 cm）		

種 別	書跡の部		
名 称	ばしょうしょうそく 芭蕉消息	員 数	一卷
所有者	個人		
旧所在地	同上		
新所在地	同上		
指定年月日	昭和 30 年（1955 年） 8 月 1 日		
概 要	元禄 6 年（1693 年） 3 月 12 日付、庄内藩御徒目付岸本八郎兵衛宛の松尾芭蕉 50 歳の時の書状である。羽黒手向の近藤左吉（呂丸、露丸とも）は、元禄 2 年（1689 年）芭蕉の奥の細道の羽黒逗留の際世話した人物である。2 人はその後も交流を重ねた。元禄 5 年（1692 年）秋、近藤左吉は江戸深川の芭蕉庵を訪れ、芭蕉から『芭蕉三ヶ月日記』1 巻を与えられ、さらに上方へ旅立ったが、翌元禄 6 年 2 月、京都で客死した。この訃報は、上方の焦門の洒堂・去来らから江戸の芭蕉にもたらされ、芭蕉もその都度、八郎兵衛に書簡で知らせた。 本書簡は、最も内容が豊富で、芭蕉の人間性がにじみ出た書簡である。またこの書簡の巻物には、同じく八郎兵衛（俳号公羽）宛の杉風の書簡 2 通、天野桃隣・関口介我、天童の羅陽、素龍らの書簡と、雪中庵蓼太の極め書が合装されており、巻裏には「嵐雪懷紙点譜」が用いられている。 （縦 18 cm、横 249 cm） 		

県 文 第 767 号
令和 7 年 8 月 27 日

山形県文化財保護審議会長 殿

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県文化財保存活用大綱の変更について（諮問）

このことについて、下記のとおり山形県文化財保護条例第 36 条の 3 第 7 号の規定により、貴審議会の意見を求めます。

山形県文化財保存活用大綱策定作業部会設置要綱（改正案）

（設置）

第 1 条 山形県文化財保護条例（以下「条例」という。）第 36 条の 3（7）により知事から諮問のあった山形県文化財保存活用大綱（以下「大綱」という。）の策定及び変更にあたって、必要な事項を調査審議するため、条例第 36 条の 9 に基づき山形県文化財保護審議会に山形県文化財保存活用大綱策定作業部会（以下「部会」という。）を設置する。

（組織）

第 2 条 部会は、委員及び臨時委員 15 人以内 で組織する。

（委員）

第 3 条 条例 36 条の 5 に基づき、委員及び臨時委員は、文化財に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

2 部会に属する委員及び臨時委員の任期は、条例第 36 条の 3（7）に関する調査審議が終了するまでとする。

3 条例 36 条の 9 の 2 に基づき、部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

4 条例 36 条の 9 の 3 に基づき、部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

5 条例 36 条の 9 の 4 に基づき、部会長は、部会の事務を掌理する。

6 条例 36 条の 9 の 5 に基づき、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 条例 36 条の 8 の 1 に基づき、部会は、部会長が招集する。

2 条例 36 条の 8 の 2 に基づき、部会長は、会議の議長となる。

3 条例 36 条の 8 の 3 に基づき、部会は、当該部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 条例 36 条の 8 の 4 に基づき、部会の議事は、出席した当該部会に属する委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会の決議）

第 5 条 部会の決議をもって審議会の決議とする。

(意見の聴取)

第6条 条例第36条の10に基づき、部会は、特に審議のため必要があるときは、委員及び臨時委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、観光文化スポーツ部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。

この要綱は、令和7年9月 日から施行する。

山形県文化財保存活用大綱の変更に係る今後の進め方について

令和 7 年 9 月 2 日 山形県文化財保存活用大綱の変更について（諮問）
・山形県文化財保存活用大綱策定作業部会の設置

令和 7 年 9 月 山形県文化財保存活用大綱策定作業部会所属委員指名
➤ 作業部会：山形県文化財保護審議会全委員で組織

同月 文化財防災ワーキンググループ（WG）の設置・委員委嘱
➤ 文化財防災WG：文化財防災関係団体等で組織

令和 7 年 1 0 月 第 1 回文化財防災WG
➤ 被災時の対応等に論点を絞り、意見聴取

～第 1 回WGの意見を踏まえて変更素案の検討～

令和 7 年 1 1 月 第 2 回文化財保護審議会・第 1 回作業部会
➤ 変更素案を提示し、意見聴取

～第 1 回作業部会の意見を踏まえて変更案の検討～

令和 7 年 1 2 月 第 2 回文化財防災WG
➤ 変更案を提示し、意見聴取

同月 パブリックコメントの実施・市町村への意見照会

～第 2 回WG・パブリックコメント等の意見を踏まえて変更案の見直し～

令和 8 年 3 月 第 3 回文化財保護審議会・第 2 回作業部会
➤ 変更案を提示し、議決（知事へ答申）

同月 変更の決定

令和 7 年度山形県文化財保護行政の概要

1 調査・指定

- (1) 文化財調査の実施 ⇒資料 5－1
- (2) 文化財の指定等の推進（国・県） ⇒資料 5－2
- (3) 市町村の文化財の国指定・国登録等に向けた取組みへの支援
- (4) 国・県等の各種開発事業との調整と埋蔵文化財保護のための遺跡詳細分布調査の実施

2 修理・管理

- (1) 国・県指定文化財の保存修理に対する支援 ⇒資料 5－3
- (2) 国、県指定文化財の維持管理への支援
- (3) 文化財管理・防災パトロールの実施及び文化財日常管理・防災研修会の開催
⇒資料 5－4
- (4) 県指定文化財の保存実態調査の実施 ⇒資料 5－5
- (5) 民俗芸能の伝承に関する取組みへの支援
 - ①後継者不足等の課題解決に向けた県懇話会の開催
 - ②民俗芸能担い手確保応援事業の実施 ⇒資料 5－6
 - ③保存会等が行う伝承活動への支援〔民間助成制度等の活用〕
- (6) カモシカの生息調査等の実施（朝日・飯豊山系地域、南奥羽山系地域）

3 活用

- (1) 「未来に伝える山形の宝」登録制度の推進 ⇒資料 5－7
 - ①登録及び取組みに対する支援
 - ②文化財のポータルサイトによる情報の発信等による PR 等の啓発活動の実施
- (2) 日本遺産「出羽三山」「山寺と紅花」の協議会の運営 ⇒資料 5－8
- (3) 埋蔵文化財の普及啓発事業（委託）
 - ①小中学校への出前授業等の実施
 - ②山形県発掘調査速報会の実施
 - ③市町村巡回展示会の実施 など
- (4) 国宝土偶「縄文の女神」の活用
- (5) 県立博物館の情報の発信
 - ①プライム企画展「さくらんぼ～山形県民、挑戦の結実～」及び特別展「両羽博物図譜～博物学者松森胤保に描かれた動物たち～」の開催
 - ②デジタル技術を活用した博物館展示の実施
 - ③多様なニーズに応じた各種講座・教室の開催等による教育普及活動の充実

4 県文化財保存活用大綱の進捗管理・見直し

大綱に掲げる基本方針に基づく取組みの進捗状況を把握し、県文化財保護審議会へ報告のうえ、評価・検証を行うとともに、これらを踏まえた見直しを行う。

1 - (1) 文化財調査の実施について

1 これまでの経緯

- 令和3年3月30日 令和2年度第2回審議会
…指定候補の把握の方法として、今後、調査を実施し、地域に存在する文化財を幅広く把握することを決定した。
- 令和3年6月10日 令和3年度第1回審議会
…調査実施に向けて各分野の課題を整理した。
- 令和3年9月16日 令和3年度第2回審議会
…「調査実施に当たっての全体方針」を確認したうえで、緊急に実施すべき分野・テーマとして、①最上地域の彫刻と②山形県の民俗技術を決定した。

2 「最上地域の彫刻調査」の実施概要について

(1) 調査対象

以下の彫刻を抽出して調査する。

- 市町村指定文化財 約 20 件
- その他（市町村から情報提供のあった寺社等） 約 40 件

なお、調査は委託で実施し、調査対象物件の選定は、文化財保護審議会委員（彫刻担当）及び委託事業者、地元市町村と協議し決定する。

(2) 調査期間

令和4～8年度の5か年間で実施する。

- 令和4年度：事前調査（市町村指定文化財を中心に調査）
- 令和5年度：本格調査（事前調査の結果、詳細調査が必要と判断された物件を調査）
- 令和6年度：本格調査（豪雨災害により事業縮小）
- 令和7年度：本格調査（新庄藩関連、大蔵村肘折、戸沢村等の物件を中心に調査）
- 令和8年度：補足調査、報告書作成

(3) 調査体制

- 県文化財保護審議会委員（彫刻担当）の監督のもと、美術系大学等の専門研究機関へ委託し実施する。
- 調査当日は、県と市町村が同行の上、山形県文化財保護審議会の彫刻担当委員及び委託業者である美術系大学等の専門研究機関が現地に伺い実施する。

1 - (2) 山形県内の国・県指定文化財件数一覧（令和7年4月15日現在）

単位：件

区分	国指定等文化財			県指定等文化財			合計
指定	国宝	建造物	1				1
		絵画	1				1
		工芸品	2				2
		古文書	1				1
		考古資料	1				1
		小計	6				6
	重要文化財	建造物	29	有形文化財	建造物	47	76
		絵画	7		絵画	77	84
		彫刻	11		彫刻	75	86
		工芸品	29		工芸品	100	129
		書跡・典籍	4		書跡	29	33
					典籍	12	12
		古文書	7		古文書	3	10
		考古資料	6		考古資料	21	27
		歴史資料	2		歴史資料	33	35
		小計	95		小計	397	492
	重要無形文化財		1	無形文化財		3	4
	重要有形民俗文化財		10	民俗文化財	有形民俗	7	17
	重要無形民俗文化財		6		無形民俗	22	28
	特別天然記念物		3				3
	記念物	史跡	30	記念物	史跡	31	61
		名勝	8		名勝	2	10
		名勝史跡	1				1
		天然記念物	13		天然記念物	67	80
		小計	52		小計	100	152
	合計		173	合計		529	702
選定	重要な文化的景観		2	文化的景観		0	2
登録	有形文化財	建造物	215				215
	無形民俗文化財	民俗技術	1				1
	合計		216				216
	総合計		391	総合計		529	920

1－（３）近年指定等のあった文化財

	指定区分	文化財名称	分野	指定日
令和 3 年度	国登録有形文化財	旧梅津歯科医院診療棟	建造物	R4. 2. 17
		旧梅津歯科医院住居棟		
		旧梅津歯科医院座敷蔵		
		旧梅津歯科医院穀物蔵		
		旧梅津歯科医院味噌蔵		
		旧梅津歯科医院裏門及び黒板塀		
令和 4 年度	県指定有形文化財	銅造毘沙門天立像	彫刻	R4. 4. 5
		三部抄	典籍	R4. 4. 5
	国指定無形文化財	一中節浄瑠璃	芸能	R4. 7. 28 ※県外への転居日
	国登録有形文化財	旧松岡家住宅主屋	建造物	R4. 10. 31
		旧松岡家住宅前蔵		
		旧松岡家住宅後の蔵		
		旧松岡家住宅馬屋		
		旧松岡家住宅作業小屋及び牛舎		
		近岡家住宅主屋		
	国指定史跡	旧東田川郡役所及び郡会議事堂	史跡	R5. 3. 20
令和 5 年度	県指定有形文化財	絹本著色 東都品川ハツ山図 京四條之涼図 浪花天保山図 歌川広重筆 附 軸箱	絵画	R5. 4. 18
	国登録有形文化財	古勢起屋本館	建造物	R5. 8. 7
		小嶋総本店店舗兼主屋ほか 11 件	建造物	R6. 3. 6
	国登録無形民俗文化財	庄内の笹巻製造技術	民俗技術	R6. 3. 21
令和 6 年度	県指定有形文化財	木造千手観音菩薩立像及び脇侍木造毘沙門天立像、脇侍木造不動明王立像	彫刻	R6. 4. 12
		旧西田川郡役所塔時計	歴史資料	R6. 4. 12
		西村山郡役所文書	歴史資料	R6. 4. 12
	国登録有形文化財	羽前絹練株式会社精練棟ほか 6 件	建造物	R6. 12. 3
	県指定有形民俗文化財 （員数変更）	納札及び順札札 延徳四年季の銘のあるものほか（員数 10 枚→12 枚）	有形民俗	R7. 3. 18
令和 7 年度	県指定有形文化財	木造地藏菩薩坐像	彫刻	R7. 4. 15

2 - (1) 令和 7 年度文化財保存修理事業等の一覧 (6 月 2 日時点)

◆市町村・法人・個人による事業

	事業者	指定区分	種 別	事業名
1	宗教法人立石寺	国指定	建造物	立石寺中堂
2	国立大学法人山形大学	国指定	建造物	旧米沢高等工業学校本館
3	公益財団法人致道博物館	国指定	建造物	旧西田川郡役所
4	米沢市	国指定	絵画	紙本金地著色洛中洛外図<狩野永徳筆/六曲屏風>
5	宗教法人上杉神社	国指定	工芸品	服飾類 (伝上杉謙信・景勝所用)
6	宗教法人上杉神社	国指定	工芸品	色々威腹巻 (兜・壺袖付/) (伝上杉謙信所用)
7	山形市	国指定	史跡	山形城跡 (整備)
8	山形市	国指定	史跡	山形城跡 (活用計画策定)
9	米沢市	国指定	史跡	上杉治憲敬師郊迎跡
10	鶴岡市	国指定	史跡	松ヶ岡開墾場
11	酒田市	国指定	史跡	山居倉庫 (整備基本計画策定)
12	酒田市	国指定	史跡	山居倉庫 (屋外消火栓修理)
13	酒田市	国指定	史跡	旧鑑屋
14	新庄市	国指定	史跡	新庄藩主戸沢家墓所
15	尾花沢市	国指定	史跡	延沢銀山遺跡
16	大江町	国指定	史跡	左沢楯山城跡
17	遊佐町	国指定	史跡	小山崎遺跡 (整備)
18	遊佐町	国指定	史跡	小山崎遺跡 (公有化)
19	個人	国指定	史跡	米沢藩主上杉家墓所
20	宗教法人金峯神社	国指定	名勝	金峯山
21	宗教法人浮嶋稲荷神社	国指定	名勝	大沼の浮島
22	遊佐町	国指定	史跡	小山崎遺跡
23	山形市	国指定	天然記念物	カモシカ (食害対策)
24	酒田市	国指定	天然記念物	飛島ウミネコ繁殖地 (再生)
25	大江町	国選定	文化的景観	最上川の流通・往来及び左沢町場の景観
26	長井市	国選定	文化的景観	最上川流域における長井の町場景観
27	米沢市	—	美工品	上杉文書史料調査
28	米沢市	—	埋蔵	市内遺跡
29	寒河江市	—	埋蔵	町内遺跡
30	長井市	—	埋蔵	市内遺跡
31	南陽市	—	埋蔵	市内遺跡
32	大江町	—	埋蔵	市内遺跡
33	高畠町	—	埋蔵	市内遺跡

	事業者	指定区分	種 別	事業名
34	宗教法人接引寺	県指定	彫刻	木造阿弥陀如来坐像
35	宗教法人東善院	県指定	建造物	富山馬頭観音堂
36	寒河江市	県指定	建造物	旧西村山郡役所
37	寒河江市	県指定	建造物	旧西村山郡会議事堂
38	飯豊町	県指定	建造物	天養寺観音堂
39	上林恒平	県指定	無形	上林恒平

◆県による事業

	事業者	指定区分	種 別	事業名
1	山形県	国指定	特別天然記念物	天然記念物食害対策事業
2	山形県	—	埋蔵文化財	県内遺跡 発掘調査等
3	山形県	—	—	指定文化財管理事業
4	山形県	—	—	特色ある埋蔵文化財活用

2 - (3) 令和 7 年度山形県文化財管理・防災パトロール事業について

1 目的

県内に所在する国及び県指定文化財のパトロールの実施により、その管理状況を把握し、県民の共通の財産である文化財を守り、次世代に確実に継承していく。(山形県文化財保存活用大綱 基本方針 2 「文化財の確実な保存の推進」)

2 事業主体

山形県観光文化スポーツ部県民文化芸術振興課

3 期間

令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 事業内容

- (1) 県が委嘱する文化財保護指導委員が国及び県指定文化財のパトロールを行い、その状況についてパトロール報告カードを作成の上、県民文化芸術振興課に報告する。
(※文化財所有者との日程調整は県民文化芸術振興課が行う。)
- (2) 県民文化芸術振興課職員は、文化財保護指導委員のパトロールに同行し、管理状況の把握を行う。
- (3) 県民文化芸術振興課職員は、市町村文化財行政主管課に対して、必要に応じて、文化財保護指導委員が行うパトロールへの同行について協力依頼する。

5 パトロール対象文化財

- | | | |
|-----------------|-------------|--------|
| (1) 国及び県指定建造物 | 22 件 (12 日) | |
| (2) 国及び県指定史跡 | 3 件 (2 日) | |
| (3) 国及び県指定名勝 | 2 件 (1 日) | |
| (4) 国及び県指定天然記念物 | 12 件 (8 日) | 計 39 件 |

(※「令和 7 年度パトロール対象文化財」参考)

6 文化財保護指導委員

- (1) 国及び県指定の建造物・史跡のパトロールについて、山形県ヘリテージマネージャーに委嘱する。
- (2) 国及び県指定の名勝・天然記念物のパトロールについて、専門性に応じて樹木医等に委嘱する。
- (3) 文化財保護指導委員は、県が依頼した国及び県指定文化財のパトロールを行い、その状況を報告カードに記入し、県民文化芸術振興課に提出する。

令和 7 年度パトロール対象文化財

< 建造物・史跡 >

対象文化財	地区	件数		市町村	指定区分	文化財名称	
建造物 ・ 史跡	村山地区	1	①	山形市	国指定	八幡神社鳥居	
			②	山形市	国指定	旧松應寺観音堂	
		2	③	山形市	県指定	宝光院本堂	
			④	山形市	県指定	石行寺観音堂	
		3	⑤	山形市	国指定	鳥居	
			⑥	山形市	国指定	旧山形師範学校本館	
		4	⑦	天童市	県指定	旧東村山郡役所	
			⑧	山辺町	県指定	安国寺楼門	
		5	⑨	寒河江市	県指定	熊野神社本殿	
			⑩	西川町	国指定	月山神社出羽神社湯殿山神社摂社月山出羽湯殿山三神社社殿(旧日月寺本堂)	
		6	⑪	寒河江市	国指定	本山慈恩寺本堂	
			⑫	寒河江市	国指定	慈恩寺旧境内	史跡
		7	⑬	新庄市	国指定	旧矢作家住宅	
	置賜地区	8	⑭	南陽市	県指定	二の宮神社本殿	
			⑮	南陽市	県指定	土社神社本殿	
		9	⑯	高畠町	国指定	一の沢洞窟	史跡
			⑰	高畠町	国指定	火箱岩洞窟	史跡
		10	⑱	川西町	県指定	八幡神社本殿	
	庄内地区	11	⑲	鶴岡市	県指定	宝篋印塔	
			⑳	鶴岡市	県指定	五輪塔	
		12	㉑	鶴岡市	県指定	石鳥居	
			㉒	鶴岡市	国指定	金峯神社本殿	
		13	㉓	鶴岡市	国指定	水上八幡神社本殿	
			㉔	鶴岡市	国指定	旧渋谷家住宅	
		14	㉕	鶴岡市	国指定	羽黒山五重塔	
25件							

建造物22件 史跡 3 件

< 天然記念物・名勝 >

対象文化財	地区		市町村		文化財名称
天然記念物 ・ 名勝	村山地区	1・2	① 村山市	県指定	トガクシショウマ
		3	② 朝日町	県指定	豊龍神社の大スギ
	置賜地区		③ 白鷹町	県指定	後庵ザクラ
		4	④ 白鷹町	県指定	薬師ザクラ
			⑤ 白鷹町	県指定	殿入ザクラ
		5	⑥ 南陽市	県指定	白竜湖泥炭形成植物群落
	庄内地区	6	⑦ 鶴岡市	県指定	南谷のカスミザクラ
			⑧ 鶴岡市	国指定	羽黒山の爺スギ
		7	⑨ 鶴岡市	県指定	金峯山の大フジ
			⑩ 鶴岡市	県指定	大日坊の皇壇スギ
		8	⑪ 鶴岡市	国指定	三瀬気比神社社叢
			⑫ 庄内町	県指定	払田の地藏のマツ
		9	⑬ 酒田市	国指定	總光寺庭園
			⑭ 酒田市	国指定	本間氏別邸庭園（鶴舞園）
計（文化財件数）					14件

名勝
名勝

名勝 2 件 天然記念物12件

2－（3）文化財日常管理・防災研修会の開催について

1 目的

文化財（美術工芸品）の日常管理のノウハウや法令上の手続き等について、「文化財日常管理・防災ハンドブック（美術工芸品編）」※を活用した研修会を開催し、文化財の適切な日常管理や防犯・防災対策の強化等につなげ、文化財の後世への確実な継承を図る。

2 実施体制

共催：山形県、山形文化遺産防災ネットワーク

協力：東北芸術工科大学 文化財保存修復研究センター、（独法）国立文化財機構 文化財防災センター

3 研修対象

文化財所有者、市町村・博物館等関係機関職員、文化財に興味のある方など

4 開催時期・場所

（1）最上地区

令和7年11月（調整中）

（2）置賜地区

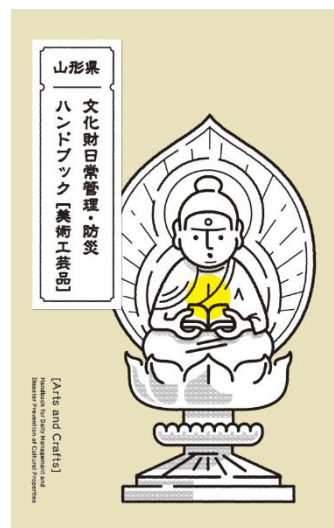
令和7年9月6日（土）伝国の杜 置賜文化ホール

5 研修内容

- 文化財の日常管理のノウハウの紹介（掛軸等の絵画や仏像等の彫刻を中心に）
- 文化財の防災・防犯上の留意点の説明
- 県指定文化財に必要な行政手続きの案内
- 東北芸術工科大学 文化財保存修復研究センターの見学

※「文化財日常管理・防災ハンドブック（美術工芸品編）」

- 文化財の日常管理のノウハウや法令上の手続き等についての情報を一元化するとともに、防災対策等の新たな項目を盛り込み作成（令和6年3月発行）



2 - (4) 県指定文化財保存実態調査について

目的・趣旨

県指定文化財の損傷状態を調査（コンディション・チェック）して「文化財カルテ」を作成し、保存の実態を正確に把握することで、客観的判断と適切な周期での修理を図るとともに、地域社会一体となった県指定文化財の保存・活用の促進に寄与することを目的とする。【令和3年度から実施】

調査内容

①基礎調査

- ・時代、形態、構造、寸法等の基礎情報を再確認する。
- ・文化財の保存環境を確認する。

②損傷状態の調査（コンディション・チェック）

- ・文化財の損傷状態を確認する。
- ・文化財の状態及び損傷箇所を撮影して記録する。

※調査の対象となる県指定文化財・・・建造物、美術工芸品、民俗文化財、天然記念物
⇒修理の実施について、緊急性・必要性の観点からS・A・B・Cで判定する。

令和7年度の実施計画（R7.8.1時点）

区 分	種 別	指定年月日	名 称	員数	所 有 者 (管理団体)	所 在 地	備 考
有形文化財	建造物 - 32	S62.8.25	天満神社本殿・拝殿	2 棟	天満神社	新庄市堀端	8月5日調査実施 (結果取りまとめ中)

※その他調査案件は、市町村から相談があった場合に随時決定。

2 - (5) 民俗芸能担い手確保応援事業について

目的・趣旨

人口減少や少子高齢化等により担い手が不足している民俗芸能等団体と県内外の民俗芸能等への活動参加希望者とのマッチングを図ることで、団体の担い手を確保し、民俗芸能等の維持・継承につなげていく。

事業内容

令和 7 年度は、民俗芸能団体 1 団体をモデル団体として選定し、事業を実施。

- モデル団体：梓山獅子踊保存会（米沢市）
ずさやま
- 募集内容：太鼓の叩き手、笛の吹き手、踊り手（獅子）、唄の歌手
- 募集期間：令和 7 年 5 ～ 6 月
- 主な広報：県内市町村・関係機関等へのチラシ送付、県ホームページ・SNS、首都圏での移住関係イベント等でのチラシ配布
- 応募方法：電子申請システム（やまがた e 申請）から申込
- 応募人数：2 名（米沢市内在住男性 1 名、県外在住女性 1 名）
- 参加状況：7 月 6 日（日）開催の例大祭に参加（見学及び着付けの手伝い等）



【梓山獅子踊】

米沢市万世地区梓山において、上組と下組に分かれて継承されている獅子踊。

天明の頃に始まり、一時中断を経て現代まで受け継がれている。上組獅子踊は勇壮、下組獅子踊は優雅と評される。

3 - (1) 「未来に伝える山形の宝」登録制度について

制度の目的・趣旨

地域にのこる有形・無形の様々な文化財を保存・活用する取組みを、「未来に伝える山形の宝」として登録・推進することで、文化財の保護を図るとともに、郷土に対する誇りと愛着を育み、地域活性化や新たな交流の拡大につなげていくことを目的としています。

「未来に伝える山形の宝」とは

文化財は、指定の有無にかかわらず、先人が大切に守りのこしてくれた宝物であり、山形県民として誇れるものを、地域で守り、活用し、未来に継承していこうという思いや活動を含めたものが「未来に伝える山形の宝」です。

登録の対象

歴史・文化・自然など共通するテーマで結び付いた複数の文化財により構成されており、文化財の保存と、地域（歴史的・文化的・自然的な結びつきを有する一定のエリア）における文化財の活用が一体となった取組みを登録します。

〈要件〉

- ・地域の自然及び歴史・文化の特徴や魅力を表しているもの
- ・構成する文化財の保存・活用の考え方が示されていること
- ・構成する主な文化財が、山形県文化財保存活用大綱に掲げる文化財等の範囲の文化財又は文化的所産であること
- ・地域の活性化や交流の拡大につながる継続した取組みであり、文化財の保存と活用の好循環を生み出すことが期待できる取組みであること



令和6年度の登録

取組みの名称	団体名	構成文化財
旧山形藩水野家ゆかりの文化遺産	山形豊烈打毬保存会	・豊烈神社の打毬 ・豊烈神社 ・水野三郎右衛門元宣銅像 ・水野三郎右衛門元宣宅跡 など
先人との繋がりを感じられる場所 町内最古の建造物天養寺観音堂を巡る	中村観音堂保存会	・天養寺観音堂 ・天養寺跡地 ・木造聖観音立像 ・田園散居集落

3-(2)「日本遺産」について



日本遺産とは

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもの。ストーリーを構成する文化財群を総合的に整備・活用し、国内外への戦略的な発信を通して、地域の活性化・観光振興を図ることを目的としており、令和6年度末現在、全国で104件が認定されている。

認定を受けた自治体では協議会を設立し、文化庁の補助金を活用して、情報発信や人材育成、観光客受入環境整備等の地域活性化に向けた事業を実施している。

本県の認定状況

○平成28 年度 1 件認定

「自然と信仰が息づく『生まれかわりの旅』～樹齢300 年を超える杉並木につつまれた2,446 段の石段から始まる出羽三山～」

山形県（鶴岡市・西川町・庄内町）

<https://nihonisan-dewasanzan.jp/>



○平成29 年度 2 件認定

① 「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」

酒田市・鶴岡市 他（16道府県 52市町）

<https://www.kitamae-bune.com/>



② 「サムライゆかりのシルク

日本近代化の原風景に出会うまち鶴岡へ」

鶴岡市

<https://samurai-yukarino-silk.jp/>



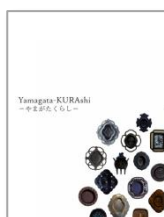
○平成30 年度 1 件認定

「山寺が支えた紅花文化」

山形県（山形市・寒河江市・天童市・尾花沢市・山辺町・中山町・河北町・

大石田町・白鷹町）※令和元年度構成自治体追加

<https://yamadera-benibana.jp/>



今後の指定等の在り方について

令和 3 年 3 月 30 日

山形県文化財保護審議会決定

(1) 指定候補の把握の方法

以下の見直しの方向性に従って、①及び②の方法によって指定候補を把握する。

※よって、従来のランク制度は廃止する。

【見直しの方向性】

- 県内全域の文化財を幅広く調査することで、適切に指定候補を把握する。
- 分野や地域性に配慮した指定を行うことで、本県の文化財保護を推進する。

① 文化財調査に基づいた指定候補の把握の方法

地域に残る文化財（国及び県による指定等によって保護措置が図られていない文化財が対象）を調査し、分野や地域性に配慮しながら計画的に指定候補を把握する。調査によって価値が明らかになった文化財については、指定基準に則り指定する。

② 文化財調査以外による指定候補の把握の方法

学術研究の進展や修理等による新たな事実の判明などによって価値が十分に認められた文化財については、従来通り各分野の担当委員からの提案をもとに、指定基準に則り指定する。

(2) 県指定文化財の整理の方法

県指定文化財に関して、学術研究の進展や修理等による新たな事実の判明などによって明らかになった情報を反映させることで適切に価値を評価する。

◆整理内容

名称の変更	文化財名称を変更するもの。
員数の変更	文化財の員数を変更するもの。
統 合	複数の文化財を一つの文化財に統合するもの。
分 割	一つの文化財を複数の文化財に分割するもの。
種別の変更	指定種別を他の種別へ変更するもの。
追 加 指 定	すでに指定されている文化財に対して、市町村指定または未指定の文化財を追加して、指定するもの。

◆進め方

- 事務局及び各担当委員による協議のもと、調査を進め、上記整理を積極的に進める。
- 整理を行った指定文化財については、各年度第 1 回または第 3 回審議会において、事務局から提案し、適切に変更等の措置を講じる。

◆山形県文化財保護審議会の 1 年間の流れ

時 期	内 容
前年まで	～文化財調査の実施（指定候補の把握）～
4～5月	◇事務局＝今年度の指定候補の確認
5月	第 1 回山形県文化財保護審議会の開催 【予定議題】 ・文化財調査の進捗状況について ・今年度の指定候補について ・<u>県指定文化財の解除について（諮問・答申事項）</u> ・<u>県指定文化財の整理について</u> ・県文化財保護行政に関する意見交換
6～9月	指定調査（担当委員及び事務局担当者）
10月	第 2 回山形県文化財保護審議会の開催 【予定議題】 ・今年度の指定候補の確認 ※原則として、現物を確認する。
11～12月	調書作成（担当委員及び事務局担当者）
1月	◇事務局＝諮問の事務手続き等
2月	第 3 回山形県文化財保護審議会の開催 【予定議題】 ・<u>県指定文化財の指定について（諮問・答申事項）</u> ・<u>県指定文化財の指定解除について（諮問・答申事項）</u> ・<u>県指定文化財の整理について</u> ・県文化財保護行政に関する意見交換
3月	◇事務局＝指定等の事務手続き